２　管理運営規程

東京都立府中工科高等学校管理運営規程

令和５年４月１日
校　長　決　定

第１　目的

この規程は、法令及び東京都教育委員会規則等の定めるところに従い、東京都立府中工科高等学校(以下「本校」という。)の管理運営に関し、必要な基本的事項を定め、適正にして円滑かつ効果的な学校運営を推進することを目的とする。

第２　事案決定

本校における事案決定は、東京都立学校事案決定規程等に基づき、原則として文書により行う。

第３　校長

校長は、校務をつかさどり、所属職員を監督する。

第４　副校長

１　副校長は、校長を助け、命を受けて校務をつかさどり、及び校務を整理する。

２　副校長は、校長の命を受け、所属職員(経営企画室の所属職員を除く。)を監督し、及び必要に応じ生徒の教育をつかさどる。

第５　主幹教諭

１　主幹教諭は、校長及び副校長を助け、命を受けて校務の一部を整理し、並びに生徒の教育をつかさどる。

２　主幹教諭は、担当する校務について、所属職員(経営企画室の所属職員を除く。)を監督する。

第６　指導教諭

指導教諭は、生徒の教育をつかさどり、並びに教諭その他の職員に対して、教育指導の改善及び充実のために必要な指導及び助言を行う。

第７　主任教諭及び主任養護教諭

主任教諭又は主任養護教諭は、特に高度の知識又は経験を必要とする教諭又は養護教諭の職として以下の役割を担う。

１　校務分掌などにおける学校運営上の重要な役割

２　指導・監督層である主幹教諭の補佐

３　同僚や若手教員への助言・支援などの指導的役割

第８　経営企画室長及び課長代理

１　経営企画室長は、校長の命を受け、室の事務をつかさどり、当該事務に係る職員を指揮監督するとともに、校長を補佐し、室の事務の執行状況につき随時文書又は口頭をもって校長に報告するものとする。

２　課長代理は、上司の命を受け、担任の事務をつかさどり、当該事務に係る職員を指揮監督するとともに、上司を補佐し、担任の事務の執行状況につき随時文書又は口頭をもって上司に報告するものとする。

第９　校務分掌組織

校務に関する分掌組織は、次のとおりとする。

１　部

教務部、生活指導部、進路指導部及び総務部を置く。

２　学年

第１学年、第２学年及び第３学年を置く。

３　学科

（１）機械科、電気科、情報技術科及び工業技術科を置く。

（２）各学科に学科長を置く。

４　教科

（１）　国語、地理歴史・公民、数学、理科、保健体育、芸術、外国語、家庭及び工業（機械、電気、情報技術、工業技術）を置く。

（２）　国語、地理歴史・公民、数学、理科、保健体育、外国語に教科主任を置く。

５　経営会議

６　企画調整会議

７　職員会議

８　教科会

教科主任を置く教科に教科会を置く。

（１）入学選抜選考委員会
入学選抜に係る検討および選考に関すること

（２）入学選抜業務委員会
入学選抜に係わる点検等の業務に関すること

（３）入学選抜採点委員会
入学選抜に係わる採点業務に関すること

（４）教科書選定委員会
使用教科書の調査研究及び選定に関すること

（５）都立学校開放事業運営委員会
公開講座、体育施設等の開放など学校開放事業に関すること

（６）学校安全委員会
生徒の安全及び危機管理体制の構築に関すること

（７）安全衛生委員会
職員の安全衛生に関する検討、職員の健康診断等の労働安全衛生に関すること

（８）学校保健委員会
学校における健康づくりに関する協議・研究、具体的な実践活動及び評価に関すること

（９）図書館運営委員会
学校図書館の運営及び選書に関すること

（１０）防災教育推進委員会
地域の関係機関と連携体制を整え、実践的な防災教育を推進に関すること

（１１）学校いじめ対策委員会
学校におけるいじめの実態を把握し、いじめへの対応に関すること

（１２）食物アレルギー対応委員会
食物アレルギーの対応に関すること

（１３）学校サポートチーム
学校運営についての助言などを通して、学校運営を支援すること

（１４）その他
教育課程委員会、拡大教育課程検討委員会、学力向上委員会、施設・設備委員会、省エネ委員会、カウンセリング委員会、情報委員会、Ｗｅｂ授業ＰＴ、Ｐ－ＴＥＣＨＰＴ、周年行事委員会を置く。

１０　学校運営連絡協議会

１１　部活動の指導

教育活動の一環として部活動を設置し、適切に運営する。部活動に関する事項については生活指導部の所掌とし、各部活動の指導業務は、当該部活動の指導を分掌する職員及び指導を委嘱された者が行う。

１２　情報セキュリティ及び個人情報保護

情報セキュリティ及び個人情報保護に関する事項は、情報委員会の所掌とする。

１３　その他